

し
よ
う
が
い
し
ゃ
の
し
お
り



小林市
健康福祉部福祉課

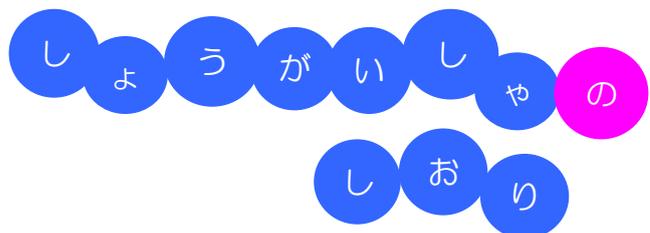
(令和6年12月作成)

目 次

1 手帳について	1
① 身体障害者手帳	2
② 療育手帳	3
③ 精神障害者保健福祉手帳	4
2 各種控除・減免・割引制度について	5
① 所得税・住民税の控除	6
② 自動車税・自動車取得税の減免	7
③ 軽自動車税の減免	10
④ 航空運賃の割引	11
⑤ 鉄道運賃の割引	11
⑥ バス運賃の割引	12
⑦ カーフェリー運賃の割引	12
⑧ 駐車禁止除外	13
⑨ タクシー料金の割引	13
⑩ おもいやり駐車場制度	14
⑪ 有料道路通行料の割引	15
⑫ NHK放送受信料の免除	16
⑬ ヘルプマーク・ヘルプカード	17
3 医療費制度について	18
① 重度障がい者医療費助成	19
② 自立支援医療費（更生医療）支給事業	20
③ 自立支援医療費（育成医療）支給事業	21
④ 自立支援医療費（精神通院医療）支給事業	22
⑤ 後期高齢者医療制度	23
4 手当等について	24
① 特別障害者手当	25
② 障害児福祉手当	26
③ 特別児童扶養手当	27
④ 重度障がい児年金	29
⑤ 心身障害者扶養共済制度	30

5 助成事業について	31
① 補装具費支給事業	32
② 日常生活用具給付事業	33
③ 日常生活用具給付事業（住宅改修）	34
④ 自動車改造費の助成	35
⑤ 運転免許取得費の助成	36
⑥ 福祉タクシー料金助成事業	37
6 サービス等事業について	38
① 障がい福祉サービス等	39
② 児童通所	42
③ 訪問給食サービス事業	44
④ 寝具洗濯・乾燥・消毒サービス事業	45
⑤ 緊急通報システム事業	45
⑥ 緊急通報システム（聴覚・言語機能障がい）	46
⑦ 手話通訳者等派遣事業	47
⑧ 手話奉仕員養成事業	48
⑨ パソコンノートテイクカー養成事業	49
7 福祉関連行事について	50
① こばやし福祉推進大会	51
② 障がい者スポーツ大会	52
8 関係機関等一覧	53
① ボランティア連絡協議会	54
② 小林市障がい者虐待防止センター	56
③ にしもろ基幹相談支援センター	57
④ 障害者就業・生活支援センター	58

1 手帳について



身体障害者手帳

身体に障がいのある方は、身体障害者福祉法第15条第1項に規定する指定医師の診断書を添えて、県知事に身体障害者手帳の交付申請をすることができます。

15歳未満の児童の場合は、その保護者が代わって申請できます。

《 身体障がいの種類 》

視覚、聴覚・平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、呼吸器機能、心臓機能、じん臓機能、肝臓機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、免疫機能

《 申請手続きの方法について 》

交付基準等がありますので、まず指定医師に相談してください。

その後、次の書類等により申請して下さい。

◎ 初めての場

- 指定医師の診断書
- 写真（たて4 cm よこ3 cm）1枚
※ 1年以内に撮影された、正面・脱帽の状態の無背景で鮮明なもの
（宗教上または医療上の理由による場合は、顔の輪郭がわかる範囲で頭部を布等で覆った写真も可。）
- 認め印
- マイナンバーカード等個人番号のわかるもの

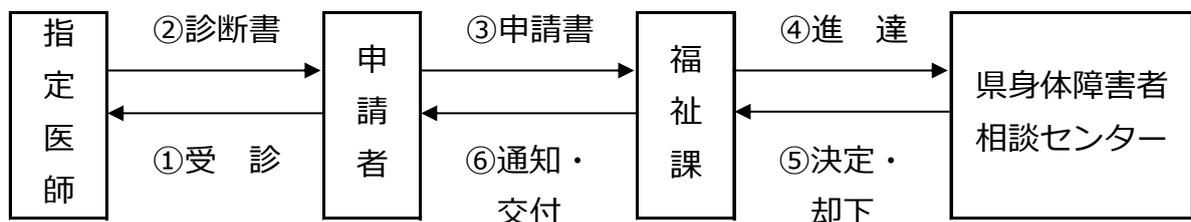
◎ 手帳を持っている場合（程度変更・別障害等）

- 身体障害者手帳
- 指定医師の診断書
写真（たて4 cm よこ3 cm）1枚
※ 1年以内に撮影された、正面・脱帽の状態の無背景で鮮明なもの
（宗教上または医療上の理由による場合は、顔の輪郭がわかる範囲で頭部を布等で覆った写真も可。）
- 認め印
- マイナンバーカード等個人番号のわかるもの

《 手帳の取り扱いについて 》

- 住所や氏名が変わったときは、届け出てください。
- 手帳を破損・紛失したときは、届け出てください。
（認め印、写真、マイナンバーカード等個人番号のわかるものが必要です）
- 本人が死亡したり、障がいの程度が手帳に該当しなくなったときは、手帳を返還してください。
- 障がいの内容、程度によっては再認定が必要な場合もあります。

《 手続きの流れ 》



療育手帳

知的障がいのある方に、一貫した指導相談を行うとともに、各種の支援制度を受けやすくするため、県知事が交付するものです。

《 対象者 》

児童相談所または福祉こどもセンターにおいて、下記障がいがあると判定された方

- 重度：A （知能指数がおおむね35以下）
- 中度：B - 1 （知能指数がおおむね36以上50以下）
- 軽度：B - 2 （知能指数がおおむね51以上70以下）

《 手続きに必要なもの 》

- 写真（たて4cm よこ3cm）1枚
※1年以内に撮影された、正面・脱帽の状態の無背景で鮮明なもの
- マイナンバーカード等個人番号のわかるもの

《 再判定について 》

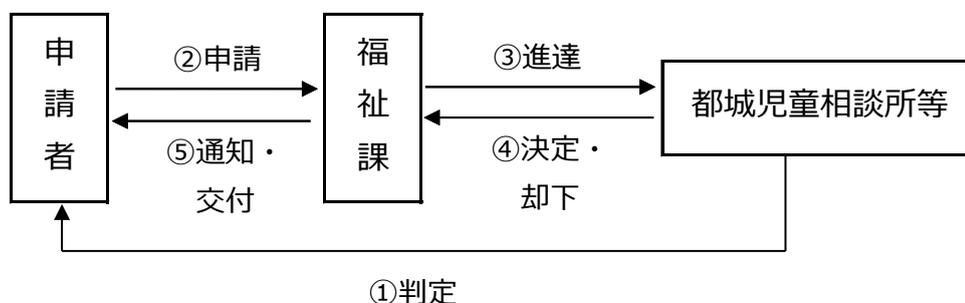
交付された手帳には、次回判定年月が記載されている場合があります。

次回判定年月が記載されている場合は、その月末までに児童相談所または福祉こどもセンターで再判定を受けてください。

《 ご注意ください 》

- 本人または保護者の住所・氏名が変わったときは、届け出てください。
- 手帳を破損・紛失したときは、届け出てください。
（写真、マイナンバーカード等個人番号のわかるものが必要です。）
- 本人が死亡したり、障がいの程度に該当しなくなったときは、手帳を返還してください。
- 手帳を他人に譲ったり貸したりすることはできません。

《 手続きの流れ 》



精神障害者保健福祉手帳

精神的な病気のため長期にわたり日常生活や社会生活に支障がある方が、手帳の交付により各種の福祉サービスを受けることができます。

《 対象者 》

精神疾患をお持ちの方で、精神障がいにより日常生活または社会生活に制約のある方

《 手続きに必要なもの 》

2通りの申請方法があります。

◎ 診断書による申請

- 精神障害者保健福祉手帳交付申請書
- 手帳用診断書（精神障がいに係る初診日から6か月を経過したもの）
- 写真（たて4cm・よこ3cm）1枚
※1年以内に撮影された、正面・脱帽の状態の無背景で鮮明なもの
- 認め印
- マイナンバーカード等個人番号の確認できるもの

◎ 年金証書等による申請

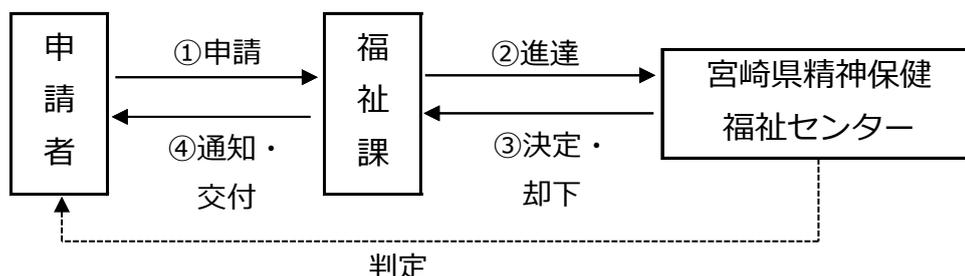
- 精神障害者保健福祉手帳交付申請書
- 精神疾患が理由で受給されている障害年金証書の写し、または特別障害給付金の受給資格証の写し
- 直近の年金振込通知書等、または直近の国庫金振込通知書等
- 年金事務所等照会同意書
- 写真（たて4cm・よこ3cm）1枚
※1年以内に撮影された、正面・脱帽の状態の無背景で鮮明なもの
- 認め印
- マイナンバーカード等個人番号の確認できるもの

手帳の等級は障がいの程度で重いものから順に1級、2級、3級となり、その判定は、診断書または年金証書の等級で決定されます。

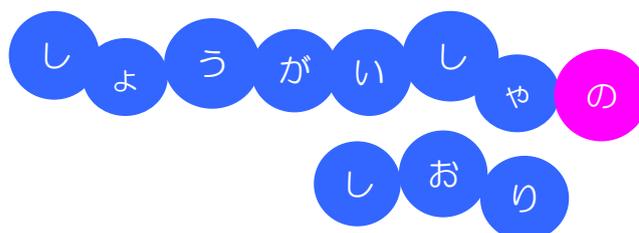
手帳の有効期間は2年で、更新される場合は更新申請（有効期限の切れる3か月前から手続き可能）が必要です。

※診断書による申請については、自立支援医療（精神通院医療）と同時に申請を行うことができる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

《 手続きの流れ 》



2 各種控除・減免・ 割引制度について



所得税・住民税の控除

身体障害者手帳、療育手帳または精神保健福祉手帳の交付を受けている方が納税義務者本人、その配偶者、扶養親族の場合、所得税・住民税の所得控除が受けられます。

《 対象者と控除額 》

	特別障害者控除	障害者控除
対象者	身体障害者手帳 1～2 級の方	左記以外の身体障害者手帳の方
	療育手帳 A の方	左記以外の療育手帳の方
	精神障害者保健福祉手帳 1 級の方	左記以外の精神障害者保健福祉手帳の方
所得税	所得金額から 40 万円が控除されます	所得金額から 27 万円が控除されます
住民税	所得金額から 30 万円が控除されます	所得金額から 26 万円が控除されます
	※同居の場合加算があります	

《 控除を受けるには 》

年末調整時または所得税・住民税申告時に申し出てください。

《 問合せ先 》 税務課 TEL 0984-23-0115
須木庁舎住民生活課 TEL 0984-48-3132
野尻庁舎住民生活課 TEL 0984-44-1100
小林税務署 TEL 0984-23-3126

※障害者手帳等をお持ちでなくても、介護保険の要介護認定を受けていて、その状態が障がい者の程度に準ずる場合は、障害者控除対象者になる場合がありますので、長寿介護課（TEL 0984-23-1140）へご相談ください。

自動車税・自動車取得税の減免

障がいのある方が使用する自動車または生計を同一にする家族がその障がいのある方のために使用する自動車にかかる自動車税等を1台分減免する制度です。

《 減免を受けられる方 》

手帳の種類および障がいの区分		障がいの等級		
		本人運転の場合	生計同一者の運転の場合	
身 体 障 害 者 手 帳	視覚障がい	1級～3級または4級の1	左に同じ	
	聴覚障がい	2級または3級	左に同じ	
	平衡機能障がい	3級	左に同じ	
	音声機能障がい	3級（喉頭摘出による音声機能障がいがある場合に限る）		
	上肢機能障がい	1・2級の1・2級の2または2級（両上肢に障がいがあり、手帳に第1種と記載がある場合に限る）	左に同じ	
	下肢機能障がい	1級～6級	1級・2級または3級の1	
	体幹機能障がい	1級～3級または5級	1級～3級	
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢機能障がい	1級または2級（両上肢に障がいがある場合に限る）	左に同じ
		移動機能障がい	1級～6級	1級～3級
	心臓機能障がい	1級または3級	左に同じ	
	じん臓機能障がい	1級または3級	左に同じ	
	肝臓機能障がい	1級～3級	左に同じ	
	呼吸器機能障がい	1級または3級	左に同じ	
	ぼうこうまたは直腸の機能障がい	1級または3級	左に同じ	
小腸の機能障がい	1級または3級	左に同じ		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級～3級	左に同じ		
併合障がい	1級～4級	1級～3級		

手帳の種類及び 障がいの区分	障がいの等級	
	本人運転の場合	生計同一者の 運転の場合
療育手帳	総合判定A	総合判定A ※特別支援学校への通学に使用されている場合は、B-1及びB-2も該当となります
精神障害者保健 福祉手帳	障がい等級 1級	

《 自動車の運転者と所有者との関係 》

運転者	障がい者の状況		所有（取得）者名義
障がい者本人			障がい者本人
障がい者と生計を 同一にする方	障がい者 が18歳以上 の場合	重度の障がい者 [療育手帳Aまたは 精神障がい1級]	本人または障がい者と生 計を同一にする方
		上記以外の方	障がい者本人
	障がい者が18歳未満の場合		本人または障がい者と生 計を同一にする方

《 自動車の使用条件 》

障がい者本人が運転される場合は使用目的等は問いませんが、本人以外の方（生計を一にする方）が運転される場合は、障がい者の医療機関への通院、幼稚園・学校などへの通学、保育所・福祉施設などへの通所及び仕事などのために使用される必要があります。

この場合、少なくとも毎月4回・半年以上の継続性、反復性が認められなくてはなりません。

《 申請期間等 》

	申請期間	申請場所
新たに自動車を取得する場合 (新規・転入・移転登録)	新規登録等の 手続きをする日	宮崎県税・総務事務所 自動車取得税課
既に所有している 自動車の場合	4月1日～5月31日	宮崎県税・総務事務所または 小林県税・総務事務所

《 減免申請手続 》

障がい者本人が運転する場合

必要なもの

- 自動車税減免申請書
- 自動車税納税通知書
- 身体障害者手帳等
- 運転免許証
- 自動車検査証（4月1日現在）
- 認め印
- マイナンバーカード等

《申請場所》

宮崎県税・総務事務所
自動車取得税課
(TEL 0985-51-4269)
小林県税・総務事務所
(TEL 0984-23-3194)

障がい者と生計を一にする方が運転する場合

- ① 自動車税減免申請理由証明（願）書の交付を受けて下さい。

必要なもの

- 証明手数料 300円
- 身体障害者手帳等
- 運転免許証
- 自動車検査証
- 証明書（下記のいずれか）
 - ◇ 通学（通所）証明書
 - ◇ 通院証明書
 - ◇ 生業等の証明書
 - ◇ 在宅処遇に関する証明書

《申請場所》

福祉課
※精神障害者保健福祉手帳を
お持ちの方は小林保健所
(TEL 0984-23-3118)

- ② 交付された証明書を持って県税事務所で自動車の減免申請を行います。

必要なもの

- 認め印
- 身体障害者手帳等
- 運転免許証
- 自動車検査証
- 自動車税納税通知書
- 自動車税減免申請書
- 自動車税・自動車取得税減免申請理由証明（願）書等 または自動車税等に係る
常時介護証明書 ※交付日から2ヶ月を超えないもの
- マイナンバーカード等（運転される方）

《申請場所》

小林県税・総務事務所
(TEL 0984-23-3194)

※詳細については、各申請場所へお問い合わせください。

軽自動車税の減免

障がい者本人が所有し、自ら運転する軽自動車または障がい者のためにその生計を一にする方が所有あるいは運転する軽自動車税が減免される場合があります。減免を受けるには税務課で毎年申請を行わなければなりません。

ただし、減免の受けられる自動車は**障がいのある方一人につき1台**です。

※自動車税（県税）の減免を受けている場合は受けられません。

※なお、減免の申請期間は **納付期限まで** となっています。
それ以後の減免はできませんのでご注意ください。

※詳細については、税務課へお問い合わせください。

（ 問合せ先 ） 税務課 TEL 0984-23-0115



航空運賃の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方が、国内の定期航空路線を利用される場合、航空運賃が割引されます。（種別・航空会社により介護者1名に限り割引対象になる場合があります。）なお、小児運賃の割引はありません。

※詳しい割引内容等については各航空会社にお問い合わせください。

鉄道運賃の割引

身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けた方に対し、鉄道運賃が割引されます。なお、小児定期の割引はありません。

《 割引率 》

手帳の種類	種別または障害の程度	本人 (12歳以上)	介護者	割引内容	
身体障害者手帳	第1種	○	○	介護者付の場合	本人・介護者の普通、定期、回数乗車券、急行券が5割引
				本人単独の場合	普通乗車券が5割引 (片道101Km以上の場合に限る)
	第2種	○	×	普通乗車券が5割引 (片道101Km以上の場合に限る)	
療育手帳	重度：A	○	○	介護者付の場合	本人・介護者の普通、定期、回数乗車券、急行券が5割引
				本人単独の場合	普通乗車券が5割引 (片道101Km以上の場合に限る)
	中度：B-1 軽度：B-2	○	×	普通乗車券が5割引 (片道101Km以上の場合に限る)	

※身体障害者手帳第2種及び療育手帳B-1、B-2の場合、本人が12歳未満ならば介護者1名の定期乗車券が5割引となります。

※詳しい割引内容等については、各鉄道会社にお問い合わせください。

バス運賃の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方に対し、バス運賃が割引されます。



《 割引率 》

宮交バスの場合

手帳の種類	種別または障害の程度	本人	介護者	割引内容
身体障害者手帳	第1種	○	○	普通乗車運賃 5 割引 定期乗車券 3 割引
	第2種	○	×	
療育手帳	重度：A	○	○	
	中度：B-1 軽度：B-2	○	×	
精神障害者保健福祉手帳		○	×	

- 介護者の割引適用は一人のみで、手帳に「介護付」シールの添付が必要です。
- 路線バスは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が割引の対象になります。
- 県外へまたがる高速バス・特急バスは、身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方が割引の対象になります。
- 障がい者が小学生のときは、おとな普通運賃の半額の半額料金となります。
- 学齢未満の児童の場合、介護者が半額の料金となります。（児童は無料です）

※詳しい割引内容等については、各バス運行会社にお問い合わせください。

カーフェリー運賃の割引

身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けた方に対し、カーフェリー運賃が割引されます。

《 割引率 》

手帳の種類	種別または障害の程度	本人	介護者	割引内容
身体障害者手帳	第1種	○	○	全等 5 割引
	第2種	○	×	2等 5 割引
療育手帳	重度：A	○	○	全等 5 割引
	中度：B-1 軽度：B-2	○	×	2等 5 割引

※詳しい割引内容等については、各フェリー会社にお問い合わせください。

駐車禁止除外

障がい者等が運転する自動車について、駐車禁止区域内でも、他の交通のさまたげにならないかぎり駐車できます。(ただし交差点直近及び横断歩道直近など、法律上駐車禁止・駐停車禁止となっている場所には駐車できません。)

《対象者》

手帳の種類		障がいの程度	
身体障害者手帳	視覚障がい	1級から3級までの各級または4級の1	
	聴覚障がい	2級または3級	
	平衡機能障がい	3級	
	上肢不自由	1級、2級の1または2級の2	
	下肢不自由	1級から3級までの各級	
	体幹不自由	1級から3級までの各級	
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1級または2級(一上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く)
		移動機能	1級から4級までの各級
	心臓機能障がい	1級または3級	
	じん臓機能障がい	1級または3級	
	肝臓機能障がい	1級から3級までの各級	
	呼吸器機能障がい	1級または3級	
	ぼうこうまたは直腸機能障がい	1級または3級	
	小腸機能障がい	1級または3級	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級から3級までの各級	
療育手帳	A		
精神障害者保健福祉手帳	1級		

《手続きに必要なもの》

- 身体障害者手帳等
- 運転免許証
- 認め印

《手続き》

小林警察署・交通課で行ってください。
(TEL 0984-23-0110)

タクシー料金の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方がタクシーを利用される場合、手帳を見せるだけで料金が1割引されます。

おもいやり駐車場制度

障がいのある方や高齢の方、妊産婦など歩行が困難な方に対して、公共的施設に設置された身体障害者用駐車場等で使用できる県内共通の利用証を交付します。

区 分		交付基準	申請に必要なもの	有効期間	
身体障害者手帳	視 覚 障 がい	4 級以上	身体障害者手帳	なし	
	平 衡 機 能 障 がい	5 級以上			
	肢 体 不 自 由	上 肢			2 級以上
		下 肢			4 級以上
		体 幹			3 級以上
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能			2 級以上
		移動機能			6 級以上
	心 臓 機 能 障 がい	4 級以上			
	腎 臓 機 能 障 がい				
	呼 吸 器 機 能 障 がい				
	ぼうこう または直腸の機能障がい				
	小 腸 機 能 障 がい				
免 疫 機 能 障 がい					
肝 臓 機 能 障 がい					
療 育 手 帳	A		療育手帳		
精神障害者保健福祉手帳	1 級	精神障害者保健福祉手帳			
高 齢 者	要介護 2 以上	介護保険被保険者証			
難 病 患 者	特定医療費(指定難病)受給者等	特定医療費(指定難病)受給者証等			
妊 産 婦	産前 4 ヶ月～ 産後 3 ヶ月	母子健康手帳	産後 3 ヶ月 まで		
け が 人 等	けが等により車いす、杖等を使用する方	医師の診断書	車いす、杖等の 使用期間 (1 年以内)		

※駐車区画に「おもいやり駐車場」の表示がある駐車場で利用できます。

※家族等が運転する車に同乗する場合も対象となります。

《 利用証申請・交付窓口 》

福祉課 (TEL 0984-23-0111)

申請の際は、上記の申請に必要なものをお持ちください。

有料道路通行料の割引

身体障害者手帳または療育手帳Aの交付を受けた方に対し、有料道路通行料が割引されます。

《 対象者および対象者の範囲 》

手帳の種類	種別または障害の程度	本人運転	介護者運転
身体障害者手帳	第1種	○	○
	第2種	○	×
療育手帳	重度：A	×	○

※介護者による運転の場合は、手帳所持者本人が同乗していることが要件です。

《 対象自動車の範囲 》

以下の要件をすべて満たす自動車で、障がい者1人につき1台のみ対象です。

- 車種要件
 - 乗用自動車（定員10人以下）
 - 8ナンバー（車いす移動車等）
 - 貨物自動車（定員4人以上10人以下のワンボックス車等）
 - 二輪自動車（125cc超）
- 所有者要件
 - 本人（その親族等）が所有する自家用乗用車等
 - 日常的に介護している者が所有する自家用乗用車等

※自動車を保有していない場合でも割引適用が受けられます（要登録・ETC利用不可）

※事前登録された自動車がやむを得ず使用できない場合、親族や知人等の所有する自動車、レンタカー、車検時の代車、タクシー（要介護者のみ）、福祉有償運送車両（要介護者のみ）など、割引の対象となります

利用の流れは申請時の「有料道路における障害者割引制度のご案内」を確認してください

《 割引内容 》

通常の通行料金の5割引

《 手続きに必要なもの 》

料金所利用の場合	ETC利用の場合
<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳または療育手帳 ・運転免許証 ・証明を受ける車の車検証 （自動車を保有されていない場合は不要）	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳または療育手帳 ・運転免許証 ・証明を受ける車の車検証 ・ETCカード（対象者が18歳以上の場合は対象者本人名義のものに限る） ・ETC車載器セットアップ証明書 ・証明手数料 300円

※ETC利用の場合オンライン申請が可能です

オンライン申請受付サイト <https://www.expressway-discount.jp>

《 割引有効期間 》

有効期間は、証明を受けてから2回目の誕生日、もしくは手帳の再判定期日が2回目の誕生日以前の場合は手帳の再判定期日までとなります。

有効期限の2ヶ月前から更新の申請ができます。上記手続きに必要なものをお持ちの上、福祉課窓口へお越しいただくか、オンラインでの申請をお願いします。

N H K放送受信料の免除

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方で下記の要件を満たす場合、N H K放送受信料の免除を受けることができます。

《 対象者 》

◎全額免除

世帯員が次のいずれかに該当し、世帯全員が市民税非課税である場合、全額免除

- 身体障害者手帳の交付を受けた方
- 療育手帳の交付を受けた方
- 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方

◎半額免除

世帯主がNHK放送受信の契約者で、次のいずれかに該当する場合、半額免除

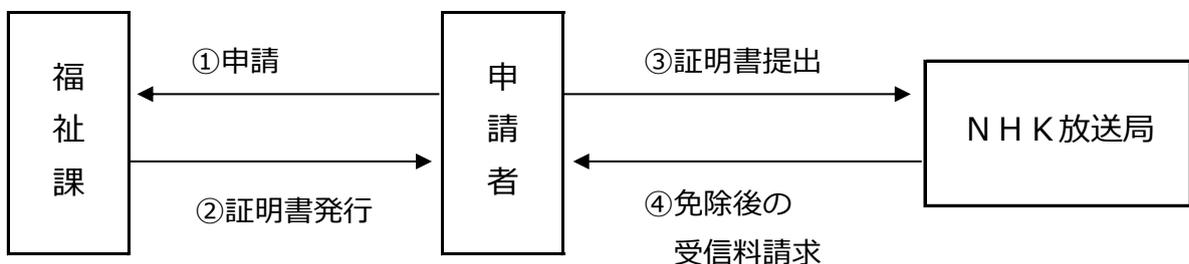
- 視覚障がい、聴覚障がいの身体障害者手帳の交付を受けた方
- 身体障害者手帳1～2級の交付を受けた方
- 療育手帳Aの交付を受けた方
- 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた方

※NHK受信料の免除に関する世帯は、住民票で世帯分離されていても同居している方全員が世帯構成員として含まれます。

《 手続きに必要なもの 》

- 身体障害者手帳等
- 認め印
- 証明手数料 300円(生活保護を受給されている方は、免除されます)

《 手続きの流れ 》



ヘルプマーク・ヘルプカード

「ヘルプマーク」は、外見から分からない障がいや難病を有している人が身につけることで、周囲に配慮を必要としていることを知らせ、援助が得やすくなるよう作成されたマークです。

《対象者》

- 身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳、特定疾病療養受療証、難病を証する書類のいずれかを有している方
- 周りからの援助や配慮を必要としている方

《手続きに必要なもの》

- 身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳、特定疾病療養受療証、難病を証する書類をお持ちの方は提示と申請書の記入
- 上記をお持ちでない方は申告書と申請書の記入



「ヘルプカード」は、障がい者、高齢者、妊産婦等などの人が、あらかじめ支援内容や緊急連絡先を記入しておき、災害時や日常生活で困ったときに、周囲に自分の状況への理解や支援を求めるために携帯しておくものです。

《対象者》

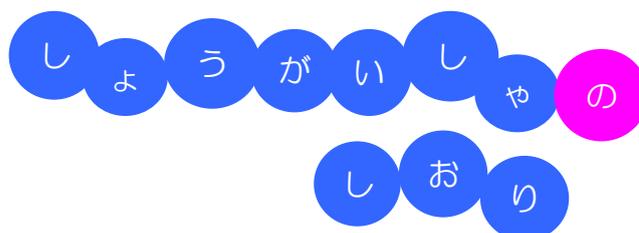
身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、高齢者、難病患者、妊産婦、けが人、病人など

《手続きに必要なもの》

手続きは不要です

表紙	裏紙
<p>あなたの支援が必要です。</p> <p>ヘルプカード</p> <p> 宮崎県</p> <p>(自由記載)</p>	<p>私の名前 _____</p> <p>連絡先の電話 _____</p> <p>連絡先名 _____</p> <p>呼んでほしい人の名前 _____</p> <p>呼んでほしい人の電話 _____</p> <p>私は、 _____</p> <p>_____ してください。</p> <p>かかりつけ病院 _____</p> <p>数んでいる薬 _____</p>

3 医療費制度について



重度障がい者医療費助成

重度の身体障がいや知的障がいのある方が健康保険による医療を受けたとき、他法令による医療給付を受けている場合を除いて、支払った医療費の一部を助成します。

《 対象者と助成内容 》

対 象 者	ひと月の自己負担合計額		助成方法
・身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている方 ・療育手帳Aの交付を受けている方 ・身体障害者手帳3級と、療育手帳B-1の両方交付を受けている方	入院	1,000円	現物給付… 左記自己負担額を医療機関等で支払い、残りの医療費は医療機関等が市へ直接請求します※県外の医療機関等の場合を除く
	外来	1診療報酬明細等につき500円 (調剤は自己負担なし)	
・療育手帳B-1またはB-2のみの交付を受けている方	入院	入院・外来合わせて3,000円	償還払い…一旦、医療機関等で医療費を支払い、左記自己負担額を超えた額を後から福祉課に請求します
	外来		

※所得制限があります。

※申請した月の翌月から助成となります。

※助成金(償還払い分)は、受診月から3ヶ月後の25日(土・日・祝日の場合は、次の平日)に助成対象者の登録口座に振り込みます。(例：1月受診→4月25日振込)

※申請書の締切日は、毎月10日(土・日・祝日の場合は前日)です。

《 手続きに必要なもの 》

- 認め印
- 健康保険証
- 本人名義の通帳
- 身体障害者手帳または療育手帳
- 世帯分の所得課税証明書(必要な方のみ)

《 助成の範囲 》

健康保険による医療(柔道整復、訪問看護等を含む)を受けたときや、調剤薬の処方を受けたとき、治療用装具を作成したときに助成されます。ただし、入院時食事療養費・個室料・予防接種・診断書などの健康保険適用外の費用や介護保険適用分については助成対象になりません。

《 ご注意ください 》

※県内医療機関を受診する際は必ず受給資格者証を提示してください。

※重度障がい者医療費助成申請書は、月ごと、病院ごと、入院・外来ごとに証明してもらって申請してください。

※申請は、診療月の翌月から起算して1年以内に行ってください。

※県外の医療機関で入院された時は、領収証を添付して申請してください。

自立支援医療費（更生医療）支給事業

身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の障がいのある方の障がいを除去または軽減し、日常生活能力や職業能力を回復または向上させるための治療にかかる医療費の一部を支給します。

《手続きに必要なもの》

- 指定医療機関の意見書（障がいの種類によって様式が異なります）
- 身体障害者手帳
- 健康保険証（同じ医療保険に加入している世帯全員分）
- 医療保険の特定疾病療養受療証（持っている場合）
- 障害年金等の非課税収入がある方は収入のわかる書類
- 認め印
- マイナンバーカード等個人番号のわかるもの

◎身体障害者手帳の交付を受けていない場合

医療内容によっては、身体障害者手帳交付申請と更生医療申請を同時にできる場合があります。詳細については、福祉課にお問い合わせください。

《対象となる医療の例》

障がい区分	具 体 例
腎 臓 機 能 障 が い	血液透析 腹膜透析 腎移植術 免疫抑制療法 等
肝 臓 機 能 障 が い	肝臓移植術 免疫抑制療法 等
心 臓 機 能 障 が い	経皮的冠動脈形成術 経皮的冠動脈ステント留置術 冠動脈バイパス術 大動脈弁置換術 僧帽弁置換術 大動脈弁形成術 僧帽弁形成術 三尖弁形成術 心筋焼灼術 メイズ手術 ペースメーカー移植術 等 (内科的治療のみのもは対象にならない)
肢 体 不 自 由	人工関節置換術 人工骨頭置換術 関節形成術 関節固定術 腱形成術 腱移植術 腱癒着剥離術 脚延長術 等 (疾病レベルにあるものに対する手術、急性期に行われる手術などは対象にならない)
視 覚 障 が い	角膜移植術 水晶体摘出術 眼内レンズ挿入術 虹彩切開術 網膜剥離復位術 網膜光凝固術 硝子体切開術 等
聴 覚 障 が い	外耳道形成術 鼓膜形成術 人工内耳埋め込み術 等
小 腸 機 能 障 が い	中心静脈栄養法及びこれに伴う医療
免 疫 機 能 障 が い	抗HIV療法 免疫調整療法 他HIV感染に対する医療 等
音声・言語、そしゃく機能障がい	口唇形成術 口蓋形成術 人工喉頭形成術 等

自立支援医療費（育成医療）支給事業

18歳未満の身体に障がいのある児童、または将来において障がい児となるおそれのある児童に対し、障がいを軽くしたり回復させるための治療（手術）を受ける場合の医療費の一部を支給します。

《 手続きに必要なもの 》

- 指定医療機関の意見書
- 身体障害者手帳（持っている場合）
- 健康保険証（世帯全員分）
- 認め印
- マイナンバーカード等個人番号のわかるもの



《 対象となる疾患の例 》

障がい区分	具 体 例
肢 体 不 自 由	先天性股関節脱臼 斜頸 内反足 外反足 多（合）指（趾）症 ペルテス病 脊柱側湾症 髄膜瘤 水頭症 病的脱臼 O脚 X脚 偽関節 拘縮 くる病 変形性股関節症
視 覚 障 が い	斜視 眼瞼下垂症 眼瞼内（外）反症 白内障 下斜筋過動症 網膜はく離 眼瞼欠損
聴覚・平衡機能障がい	感音難聴 慢性中耳炎 外耳奇形 中耳奇形 小耳症 外耳道閉鎖症
音声・言語・そしゃく機能障がい	口蓋裂 口唇裂 口唇口蓋裂
心 臓 機 能 障 が い	心内膜床欠損症 三尖弁閉鎖症 心室中隔欠損症 心房中隔欠損症 心室頻拍 総肺動脈環流異常症 大動脈縮窄症 大血管転位症 単心室症 動脈管開存症 肺動脈狭窄症 肺動脈閉鎖症 ファロー四徴症 両大血管右室起始症
腎 臓 機 能 障 が い	慢性腎不全（人工透析） 腎移植術（抗免疫療法含む）
小 腸 機 能 障 が い	小腸閉鎖症 ヒルシュスプルング病 中心静脈栄養法
その 他 内 臓 障 が い	水腎症 漏斗胸 鎖肛 尿道下裂 尿道閉鎖 食道閉鎖 空腸狭窄症 停留精巣
免 疫 機 能 障 が い	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい

自立支援医療費（精神通院医療）支給事業

精神保健福祉法第5条に定める精神疾患（※）をお持ちの方の、通院治療にかかる医療費の一部を支給します。

※精神疾患… 統合失調症、うつ病等気分障害、妄想性障害、てんかん、
症状性を含む器質性精神障がい、その他精神疾患

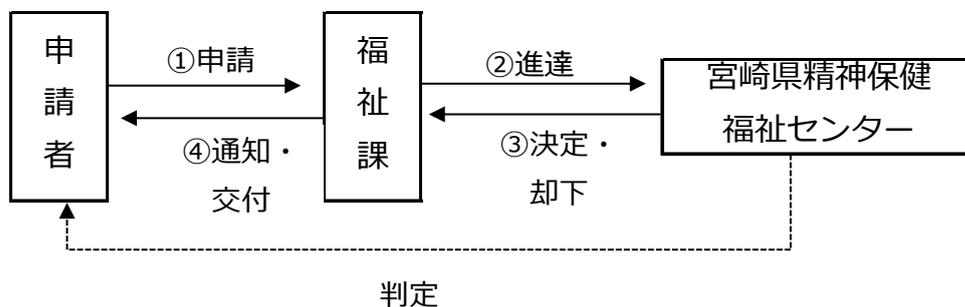
《 手続きに必要なもの 》

- 自立支援医療用診断書（2年に1度の提出になります）
※新規または有効期限切れの方、前回診断書を省略された方は必要です
- 健康保険証
- 自立支援医療受給者証（更新の場合）
- マイナンバーカード等個人番号のわかるもの
- 認め印

◎精神障害者保健福祉手帳との同時申請

精神障害者保健福祉手帳（診断書による申請）と同時に申請ができる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

《 手続きの流れ 》



後期高齢者医療制度

75歳以上の高齢者を対象とした医療保険制度です。65歳以上で下記いずれかに該当する方も対象となることがあります。

《 対象者 》

- 身体障害者手帳1級～3級、または4級の交付を受けている方
(4級の場合は、障がいの種類等制限があります)
- 療育手帳Aの交付を受けている方
- 精神障害者保健福祉手帳1級、2級の交付を受けている方
- 障害基礎年金の年金証書をお持ちの方

《 手続きについて 》

以下のものをお持ちの上、ほけん課窓口へお越しください。

- 障がいの程度を証明する書類等
(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、年金証書 等)
- 現在加入している医療保険の保険証
- マイナンバーカード等個人番号のわかるもの

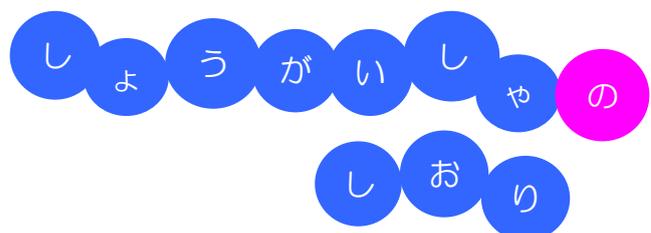
《 自己負担額 》

- 病院を受診された場合は、保険証に記載された負担割合に応じて自己負担していただきます。
- 自己負担割合は、本人や世帯の所得により決まります。

※後期高齢者医療の対象となると、現在加入している医療保険の資格は喪失することとなります。その際、別途喪失の手続きが必要となります。

《 問合せ先 》	ほけん課	TEL 0984-23-0116
	須木庁舎住民生活課	TEL 0984-48-3132
	野尻庁舎住民生活課	TEL 0984-44-1100

4 手当・年金について



特別障害者手当

重度の障がいのため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態で、下記の表の障がいがあるか、それと同等以上の状態であると認められた方に支給されます。

- 1 ・両眼の視力がそれぞれ0.03以下の方、または一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下の方
・ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が28度以下の方
・自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下の方
- 2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上の方
- 3 両上肢の機能に著しい障がいを有する方、または両上肢のすべての指を欠く方、もしくは両上肢のすべての指の機能に著しい障がいを有する方
- 4 両下肢の機能に著しい障がいを有する方、または両下肢を足関節以上で欠く方
- 5 体幹の機能に座っていることができない程度、または立ち上がることができない程度の障がいを有する方
- 6 前各号にかかげるもののほか、身体の機能の障がいまたは長期にわたる安静を必要とする病が、前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活をひとりで行うことが難しい方
- 7 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度の方

《支給要件》

- 20歳以上であること
- 施設（※）に入所していないこと
（※）施設によっては支給対象となります（例：グループホーム、有料老人ホームなど）
- 病院または診療所、老人保健施設に継続して3か月を超えて入院（入所）していないこと
- 所得が基準額以内であること

《手続きに必要なもの》

- 特別障害者手当認定診断書
- 身体障害者手帳または療育手帳（持っている場合）
- 障害年金等非課税収入がある方は収入のわかる書類
- 認め印
- 本人名義の通帳
- マイナンバーカード等個人番号のわかるもの

《手当額》

月額 28,840円（令和6年4月1日現在）

《支給月》

支給月	5月期	8月期	11月期	2月期
対象月	2・3・4	5・6・7	8・9・10	11・12・1

※申請月の翌月分から支給対象となります。

※各支給月の10日が振込日です。（休日の場合は前営業日）

障害児福祉手当

重度の障がいのため、日常生活において常時の介護を必要とする状態で、下記の表の障がいに該当すると認められた児童に支給されます。

- 1 両眼の視力がそれぞれ0.02以下の方
- 2 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度の方
- 3 両上肢の機能に著しい障がいを有する方
- 4 両上肢のすべての指を欠く方
- 5 両下肢の用を全く廃した方
- 6 両大腿を2分の1以上失った方
- 7 体幹の機能に座っていることができない程度の障がいを有する方
- 8 前各号にかかげる方のほか、身体の機能の障がいまたは長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる程度の方
- 9 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度の方
- 10 身体の機能の障がい若しくは病状または精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度の方

《 支給要件 》

- 20歳未満であること
- 施設（※）に入所していないこと
（※）施設によっては支給対象となる場合がありますのでお問い合わせください
- 障がいを支給事由とする他の公的年金等を受けていないこと
- 所得が基準額以内であること

《 手続きに必要なもの 》

- 障害児福祉手当認定診断書
- 身体障害者手帳または療育手帳（持っている場合）
- 認め印
- 本人名義の通帳
- マイナンバーカード等個人番号のわかるもの

《 手当額 》

月額 15,690 円 (令和6年4月1日現在)

《 支給月 》

支給月	5月期	8月期	11月期	2月期
対象月	2・3・4	5・6・7	8・9・10	11・12・1

※申請月の翌月分から支給対象となります。

※各支給月の10日が振込日です。(休日の場合は前営業日)

特別児童扶養手当

身体または精神の障がい状態が、別表に掲げる程度である20歳未満の児童を養育している父母または養育者に支給されます。

《 対象者 》

20歳未満の障がいのある児童を養育している父母または養育者

《 支給要件 》

- 児童が施設に入所していないこと
- 所得が基準額以内であること
- 児童が障害年金等を受給していないこと

《 手続きに必要なもの 》

- 特別児童扶養手当診断書
(請求日の属する月またはその前月に作成されたもの)
- 身体障害者手帳または療育手帳 (持っている場合)
- 戸籍謄本 (発行日から1ヶ月以内のもの)
- 通帳 (請求者本人名義) ※所得が多い方が請求者になります
- マイナンバーカード等個人番号のわかるもの

《 手当額 》

- 障がいの程度が重度の場合(特児等級1級)
… 月額 55,350円 (令和6年4月1日現在)
- 障がいの程度が中度の場合(特児等級2級)
… 月額 36,860円 (令和6年4月1日現在)

※特児等級は、身体障害者手帳または療育手帳の等級とは異なります。

《 支給月 》

支給月	4月期	8月期	12月期 (11月)
対象月	12・1・2・3	4・5・6・7	8・9・10・11

※請求月の翌月分から支給対象となります。

※各支給月の11日が振込日です。(休日の場合は前営業日)

※12月期は11月に振り込まれます。

○別表 特別児童扶養手当障害等級表

1 級	2 級
<p>1. 次に掲げる視覚障がい</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの ロ 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの <p>ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I /4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80以下かつ I /2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの</p> <p>ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの</p> <p>2. 両耳の聴カレベルが100デシベル以上のもの</p> <p>3. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>4. 両上肢のすべての指を欠くもの</p> <p>5. 両上肢のすべての指の機能に著しい障がい有するもの</p> <p>6. 両下肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>7. 両下肢を足関節以上で欠くもの</p> <p>8. 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度障害を有するもの</p> <p>9. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの</p> <p>10. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p> <p>11. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p>	<p>1. 次に掲げる視覚障がい</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの ロ 一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの <p>ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I /4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80以下かつ I /2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの</p> <p>ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの</p> <p>2. 両耳の聴カレベルが90デシベル以上のもの</p> <p>3. 平衡機能に著しい障害を有するもの</p> <p>4. そしゃくの機能を欠くもの</p> <p>5. 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの</p> <p>6. 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの</p> <p>7. 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>8. 一上肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>9. 一上肢のすべての指を欠くもの</p> <p>10. 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>11. 両下肢のすべての指を欠くもの</p> <p>12. 一下肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>13. 一下肢を足関節以上で欠くもの</p> <p>14. 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの</p> <p>15. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの</p> <p>16. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p> <p>17. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p>

重度障がい児年金

特別児童扶養手当1級に該当する障がい児を養育している父母または養育者に対して支給されます。

《 対象者 》

特別児童扶養手当1級に該当する障がいのある児童を養育している父母または養育者

《 支給要件 》

- 児童が施設に入所していないこと
- 児童が障害年金等を受給していないこと

《 手続きに必要なもの 》

- 申請者名義の通帳
- 認め印

《 手当額 》

月額 3,000円

《 支給月 》

支給月	9月期	3月期
対象月	4・5・6・7・8・9	10・11・12・1・2・3

※申請月の翌月分から支給対象となります。

※各支給月の10日が振込日です。(休日の場合は翌営業日)



心身障害者扶養共済制度

心身に障がいのある方を扶養している方が、死亡または重度の障がいを有する状態となった場合、障がいのある方に一定の年金を支給し、生活の安定を図る制度です。

《 加入できる方 》

次のいずれかに該当する障害のある方を扶養している65歳未満の健康な方

- (1) 知的障がい
- (2) 身体障害者手帳1級から3級に該当する障がい
- (3) 精神または身体の障がいのうち、その程度が(1)または(2)と同程度で、永続的であると認められる障がい

《 掛け金 》

加入時の年度の4月1日時点の年齢で決定されます。障害のある方1人につき2口まで加入できます。掛金の減免制度もあります。

《 年金額 》

加入者が死亡したり、重度の障がいがある状態になったときに、毎月2万円（2口加入の場合は4万円）が支給されます。

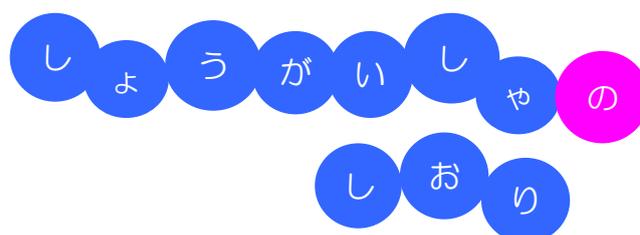
《 加入の手続き 》

次の書類の提出が必要です。まずは福祉課へお問い合わせください。

- 加入等申込書
- 申込者及び障害のある方の住民票の写し
- 申込者（被保険者）告知書
- 障害のある方の障害の種類及び程度を証明する書類
（障害者手帳及び年金証書等）
- 年金管理者指定届書 ※管理者が必要な場合のみ



5 助成事業について



補装具費支給事業

身体障がい者（児）や難病患者の身体能力を回復・向上させるために必要な補装具の購入、修理に要する費用を支給する事業です。

《 対象者 》

- 身体障害者手帳の交付を受けている方
 - 厚生労働省の指定する難病に該当する方
- ※介護保険制度が優先します。

《 補装具種目例 》

障がい区分	交 付 種 目
肢 体 不 自 由	義手 義足 下肢装具 体幹装具 上肢装具 歩行器 姿勢保持装置 車いす 歩行補助つえ 等
視 覚 障 がい	視覚障害者安全つえ 眼鏡 義眼 等
聴 覚 障 がい	補聴器

《 手続きに必要なもの 》

- 身体障害者手帳または特定医療費（指定難病）受給者証等
- 補装具費支給意見書（用具によっては不要な場合有り）
- 状況調査書
- マイナンバーカード等個人番号のわかるもの

《 留意事項 》

- **必ず購入前・修理前に相談・申請をお願いします。**
（購入・修理後の申請は助成できません）
- 原則として基準額内費用の1割が自己負担となります。世帯の住民税額等に応じて判断し、所得制限もあります。
- 各補装具種目に基準額・耐用年数があります。（基準額を超えた額は自己負担）
- 障がいの種別等によって、交付できる補装具種目の内容が変わります。
- 補装具種目によっては、宮崎県身体障害者相談センター（宮崎市）での判定が必要です。ただし、判定を小林市で行える巡回相談があります。日程等については、福祉課にお問い合わせください。



日常生活用具給付事業

在宅で生活している障がい者（児）または難病患者の日常生活における利便性を向上させるための用具を給付する事業です。

《 対象者 》

- 身体障害者手帳の交付を受けている方
 - 厚生労働省の指定する難病に該当する方
- ※介護保険制度が優先します。

《 給付品目例 》

障がい区分	給付品目
肢 体 不 自 由	特殊寝台 特殊マット 特殊尿器 入浴担架 体位変換器 移動用リフト 入浴補助用具 便器 T字状・棒状のつえ 移動・移乗支援用具 頭部保護帽 特殊便器 収尿器 訓練いす（児童のみ） 訓練用ベッド 等
視 覚 障 がい	電磁調理器 視覚障がい者用体温計・体重計・時計 情報・通信支援用具 視覚障がい者用ポータブルレコーダー 視覚障がい者用活字文書読上げ装置 点字タイプライター 視覚障がい者用拡大読書器 点字器 点字図書 暗所視支援眼鏡 等
内 部 障 がい	透析液加温器 電気式たん吸引器 自家発電機又は外部バッテリー 酸素ボンベ運搬車 ネブライザー ストマ用装具 動脈血中酸素飽和度測定器 等
聴 覚 障 がい	聴覚障がい者用屋内信号装置 聴覚障がい者用通信装置 聴覚障がい者用情報受信装置 等
言 語 機 能 障 がい	人工喉頭 携帯用会話補助装置 人工鼻 等
共 通	火災警報器 自動消火器 住宅改修費（→次頁へ） 等

※小児慢性特定疾病児童への日常生活用具給付事業もあります。詳細についてはお問い合わせください。

《 手続きに必要なもの 》

- 身体障害者手帳または特定医療費（指定難病）受給者証等
- 医師の意見書（必要な場合）

《 留意事項 》

- **必ず購入前に相談・申請をお願いします。（購入後の申請は助成できません）**
- 原則として基準額内費用の1割が自己負担となります。世帯の住民税額等に応じて判断し、所得制限もあります。
- 各品目に基準額・耐用年数があります。（基準額を超えた額は自己負担）
- 障がいの種別等によって、給付できる品目の内容が変わります。

日常生活用具給付事業（住宅改修）

日常生活用具給付事業の住宅改修について、給付までの流れを説明します。

《 対象者 》

- 身体障害者手帳の交付を受けている方のうち
 - 視覚・下肢・体幹機能障がい 1～3級の方
 - 乳幼児以前の非進行性の脳病変による移動機能障がい 1～3級の方
 - 上肢機能障がい 1・2級の方
 - 厚生労働省の指定する難病に該当し、下肢または体幹機能障がいのある方
- ※介護保険制度が優先します。

《 給付内容 》

- 対象者の移動等を円滑にする用具で、給付対象範囲は次に掲げる範囲です。
 - (1) 手すりの取付け
 - (2) 段差の解消
 - (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床または道路面の材料の変更
 - (4) 引き戸等への扉の取替え
 - (5) 洋式便器等への便器の取替え
 - (6) その他前各号に付帯して必要となる住宅改修

《 手続きに必要なもの 》

- 身体障害者手帳または特定医療費（指定難病）受給者証等
- 住宅改修予定箇所の工事図面
- 改修にかかる施工業者の改修工事見積書

《 給付までの流れ 》

- 申請を受け付けたのち、福祉課職員が改修箇所の確認にご自宅に伺います。
- 給付決定後、申請者に「給付決定通知書」を送付しますので、その後、改修工事に着工してください。
- 改修終了後、改めて、福祉課職員が改修箇所の確認にご自宅に伺います。
- 支払いについては、福祉課から施工業者に公費負担分をお支払いします。申請者に自己負担額がある場合は、直接施工業者にお支払いください。

《 留意事項 》

- **必ず工事前に相談・申請をお願いします。（工事後の申請は助成できません）**
- 原則として基準額内費用の1割が自己負担となります。世帯の住民税額等に応じて判断し、所得制限もあります。
- 基準額は200,000円で、基準額を超えた額は全額自己負担となります。
- 助成は、当該住宅につき原則1回です。

自動車改造費の助成

身体に重度の障がいのある方の社会活動を容易にして、自立更生の促進を図るため、自動車の改造に直接要する経費を助成します。改造前に申請しなければ、助成対象となりません。

※障がい者本人が運転できるように改造するための助成です。

《 対象者 》

- 身体障害者手帳 1～3級の交付を受けた方
(上肢、下肢、体幹にかかるもの)



《 助成要件 》

- 世帯の所得が基準額以内であること
- 身体に応じた操向装置・駆動装置を自動車に講ずる必要があること

《 助成額 》

- 対象経費の額とし、10万円を限度とする

《 手続きの流れ 》



①の申請時に必要な書類

※申請書は窓口にあります。

- 身体障害者手帳
- 運転免許証
- 見積書
- 改造前写真
- カタログの写し
- 世帯の所得証明書 (必要な方のみ)

③の事業実績報告時に必要な書類

- 実績報告書
- 改造証明書
- 改造後写真
- 車検証写し
- 助成金請求書

運転免許取得費の助成

身体に重度の障がいのある方の社会活動を容易にして自立更生の促進を図るため、自動車運転免許の取得に要する経費の一部を助成します。

教習所等入校前にご相談ください。免許取得前に申請しなければ、助成対象となりません。

《 対象者 》

- 身体障害者手帳 1～3級の交付を受けた方
- 身体障害者手帳 4～6級の交付を受けた方で道路交通法により自動車に改造(操向装置 駆動装置)の必要な方及び補聴器の使用を必要とされている方

《 助成要件 》

- 世帯の所得が基準額以内であること

《 助成額 》

対象経費の3分の2以内の額とし10万円を限度とします

《 手続きの流れ 》



①の申請時に必要な書類

- ※申請書は窓口にあります。
- 身体障害者手帳
- 教習所に受講予定であることを証する書類
- 教習所の教習料金を明らかにする書類
- 免許取得についての適性を証する書類 (適性相談を受けた場合)
- 世帯の所得証明書 (必要な方のみ)

③の事業実績報告時に必要な書類

- 実績報告書
- 運転免許証
- 教習料金の領収書
- 助成金請求書



福祉タクシー料金助成事業

高齢者等が外出する際、タクシーを利用する場合に料金の一部を助成します。

《 対象者 》

本市に住所があり、75歳以上の高齢者または障がいをお持ちの方で所定の要件を満たす方

※訪問調査などがあります。

《 助成額 》

1回の利用に対して1枚500円の利用券をタクシー料金の範囲内で利用可。

※1回の乗車が2,000円を超える場合は、1人当たり4枚までの利用とします。

《 交付枚数 》

年間最大30枚

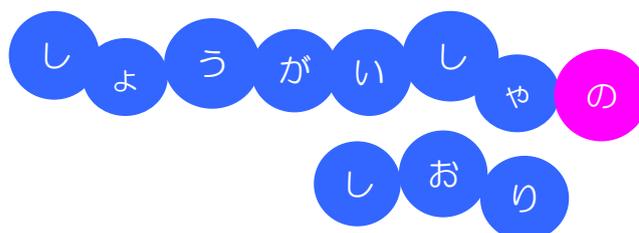
《 支給要件 》

- 対象世帯に住民税所得割額が課税されていないこと。
- 対象者が運転免許証の交付を受けていない、または車両等を保有していないこと。
- 親族等が同居または同敷地内に居住している場合で、親族等が就労などの理由により、対象者に対して外出支援が困難な場合、助成対象となることがあります。

《 問合せ先 》 長寿介護課 TEL 0984-23-1140



6 サービス等事業 について



障がい福祉サービス等

障害者総合支援法に基づくサービスの内容は、大きく「自立支援給付（障がい福祉サービス）」と「地域生活支援事業」に分かれます。

自立支援給付（障がい福祉サービス）

- … 日常生活に必要な支援を受けられる「介護給付」、自立した生活に必要な知識や技術を身につける「訓練等給付」があります。

地域生活支援事業

- … 地域や利用者の実情に応じて、市町村と都道府県が協力して実施する事業です。

《 対象者 》

- 身体障害者手帳の交付を受けている方
- 知的障がい、精神障がい（発達障がい含む）のある方
- 厚生労働省の指定する難病に該当する方
- 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい含む）のある児童

《 手続きに必要なもの 》

- ① 上記対象者に該当することのわかる手帳や証書、診断書等
- ② 認め印
- ③ 年金額のわかるもの（年金受給者のみ）
- ④ 健康保険被保険者証、限度額認定証（療養介護医療申請者のみ）
- ⑤ マイナンバーカード等個人番号のわかるもの

※地域生活支援事業のみの利用の場合は、①、②のみ必要です。

《 申請から利用までの流れ 》

- (1) 対象者は、福祉課窓口にて申請の手続きを行う。
 - (★) 希望するサービスによっては、障がい支援区分の認定が必要となります。その場合、医師意見書の提出、調査員による訪問調査が行われます。
注) 児童は障がい支援区分はありません。
- (2) 対象者は、特定相談支援事業所と契約、サービス等利用計画案作成を依頼する。
 - ※サービス等利用計画とは、対象者の生活等の課題、支援方針等に合わせて適切なサービスの組み合わせを記載したもので、支給決定の根拠となります。
 - ※小林市指定の特定相談支援事業所は63頁に掲載しています。
- (3) 特定相談支援事業所は、福祉課へ計画案を提出する。
- (4) 福祉課は、サービスの支給決定及び受給者証を発行し、対象者へ送付する。
- (5) 対象者は、利用事業所と契約し、利用を開始する。
- (6) 一定期間ごとに、相談支援専門員によるモニタリングが行われます。

※地域生活支援事業のみの利用の場合は、(1) → (4) → (5) の流れになります。

《 利用料 》

原則として費用の1割が自己負担となりますが、負担が重くなりすぎないように、世帯の所得に応じて負担上限月額が設定されます。

《 各種サービスの内容 》

○介護給付 （障がい支援区分の認定が必要なサービス） ※18歳以上のみ利用可

サービス名称	内 容
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴や排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護 (※)	重度の障がいにより行動上著しい困難を有する方で常に介護を必要とする方に、自宅で入浴や排せつ、食事の介護や外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い方に、居宅介護などの複数のサービスを包括的に行います。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護をする方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
療養介護 (※)	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
生活介護 (※)	常に介護を必要とする方に、施設で昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
施設入所支援 (※)	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

○訓練等給付 （障がい支援区分に関わらず利用できるサービス（共同生活援助を除く））

サービス名称	内 容
自立訓練	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

サービス名称	内 容
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で、夜間や休日に、相談や日常生活上の援助を行います。
就労定着支援	就労移行支援等（生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援）を利用して、通常の事業所に新たに雇用された方に対して、企業等と連絡調整を行い、雇用に伴い生じる課題についての相談、助言を行います。
自立生活援助	居宅での生活を営む上での問題について、訪問、相談対応等により、障がい者の状況を把握し、必要な情報の提供、助言、関係機関との連絡調整等自立した日常生活を営むための環境整備を行う。

○地域生活支援事業 ※18歳以上のみ利用可

サービス名称	内 容
日中一時支援	自宅で介護をする方が、病気や冠婚葬祭等の場合に、日中の一時的な通所により、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
移動支援	屋外での移動に困難がある方に、外出のための支援を行います。（通勤、通学、営業活動等に係る外出を除く）
訪問入浴サービス	自宅で入浴することが困難な方に、訪問入浴車を用いて入浴介護等を行います。
地域活動支援センター Ⅰ型（※）	相談支援事業について、実施または委託を受けている事業者が障がい者に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。
地域活動支援センター Ⅱ型（※）	地域において雇用、就労が困難な在宅障がい者に機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを行います。
地域活動支援センター Ⅲ型（※）	小規模作業所の実績を5年以上有する事業者が、障がい者に創作活動、生産活動の機会の提供を行います。

◎ この他に地域生活支援事業には、障がい者相談支援事業（57頁）、日常生活用具給付事業（33頁）、意思疎通支援事業（手話通訳者派遣）（47頁）等があります。

※小林市内の各種サービス提供事業所は60頁以降に掲載しています。

児 童 通 所

児童福祉法に基づき、療育や訓練等が必要な児童に対し、日常生活の基本動作の指導、知識や技能の提供、集団生活への適応訓練等の支援を行います。

児童福祉法においては、当サービス名称は「障害児通所」となっています。

《 対象児 》

- 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい含む）のある児童
 - 保健センターにおける健診（相談）、医師等により療育の必要性が認められた児童
- ※手帳の有無は問いません。

《 手続きに必要なもの 》

- 上記対象児に該当することのわかる手帳や証書、診断書（意見書）等
- 認め印
- 児童調査票（福祉課にあります）
- マイナンバーカード等個人番号のわかるもの

《 申請から利用までの流れ 》

- (1) 対象児の保護者は、福祉課窓口にて申請の手続きを行う。
※申請者は、対象児の保護者（監護者）となります。
- (2) 申請者は、指定障害児相談支援事業所と契約、サービス等利用計画案作成を依頼する。
※サービス等利用計画とは、対象者の生活等の課題、支援方針等に合わせて適切なサービスの組み合わせを記載したもので、支給決定の根拠となります。
※小林市指定の指定障害児相談支援事業所は63頁に掲載しています。
- (3) 指定障害児相談支援事業所は、福祉課へ計画案を提出する。
- (4) 福祉課は、サービスの支給決定及び受給者証を発行し、申請者へ送付する。
- (5) 申請者は、利用事業所と契約し、利用を開始する。
- (6) 一定期間ごとに、相談支援専門員によるモニタリングが行われます。

《 利用料 》

原則として費用の1割が自己負担となりますが、負担が重くなりすぎないように、世帯の所得に応じて負担上限月額が設定されます。

《 児童通所の種類と内容 》

種 類	内 容	対象児
児童発達支援	通所施設に通所して、日常生活における基本的な動作や言語の指導、集団生活への適応訓練などを行います。医療の提供がある場合には、医療型児童発達支援となります。	未就学児
居宅訪問型 児童発達支援	重症心身障がい等の重度の障がいにより、外出が著しく困難な場合など、児童本人の状態を理由として外出ができない場合に、自宅を訪問して発達支援を提供します。	未就学児
放課後等 デイサービス	学校就学中の児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を行い、児童の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。	就学児
保育所等訪問支援	保育所等を利用中または今後利用する予定の児童に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用促進を行います。	専門的な支援が必要と認められた児童

※小林市内の児童通所事業所は66・67頁に掲載しています。



訪問給食サービス事業

食事を作ることが困難な方や食事の支度が必要な方等を対象に、自立した生活を送ることができるよう、昼夕の給食の配達と安否確認を実施します。

《 対象者 》

本市に住所があり、おおむね65歳以上の高齢者または障がいをお持ちの方
※訪問調査などがあります。

《 利用料金 》

- 生活保護受給者 ごはん付き 350円 ・ おかずのみ 300円
- 生活保護受給者以外 ごはん付き 400円 ・ おかずのみ 350円

《 利用要件 》

次の(1)～(3)を満たす場合に該当します。

- (1) 高齢や心身の障がい等で調理や買い物が困難な方で支援者のいない場合。
または病気やけが等により、身体機能の維持・向上を目的に医師の指示に従った食事を摂る必要がある方で、自身や支援者では指示に従うことが困難な場合。
- (2) 本人及び本人と生計を同じくする者に係る住民税所得割額が課税されていない場合。
- (3) 日中の安否確認を要する場合。

（ 問合せ先 ） 長寿介護課 TEL 0984-23-1140
 須木庁舎住民生活課 TEL 0984-48-3132
 野尻庁舎住民生活課 TEL 0984-44-1100(代)



寝具洗濯・乾燥・消毒サービス事業

在宅の介護が必要な高齢者や重度身体障がい者の方が、清潔で快適な生活が送れるよう寝具の洗濯・乾燥・消毒をします。

《 対象者 》

本市に住所があり、次に掲げるいずれかに該当する方で、所定の要件を満たす方

- 介護保険の要介護認定を受けている方
- 身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている方

《 事業の内容 》

対象者1人につき年1回を限度として、寝具(掛け布団・敷布団・毛布 各1枚ずつ)の洗濯・乾燥・消毒を行います。

《 利用料金 》

500円



《 問合せ先 》 長寿介護課 TEL 0984-23-1140

緊急通報システム事業

高齢者等が緊急時の病院への連絡などを確保して、生活の安全の確保を図るため、緊急通報システム機器をお貸しします。

《 対象者 》

本市に住所があり、次に掲げるいずれかに該当する方で、所定の要件を満たす方

- 65歳以上で、介護保険の要介護または要支援認定を受けている方
- 次のア～ウのいずれかの交付を受けている方
 - ア. 身体障害者手帳 1 級または 2 級
 - イ. 精神障害者保健福祉手帳 1 級
 - ウ. 療育手帳A

《 利用料金 》

- 生活保護受給者 0円
- 住民税非課税世帯 314円
- 住民税所得割非課税世帯 629円

※利用料金は月額です。

《 問合せ先 》 長寿介護課 TEL 0984-23-1140

緊急通報システム（聴覚・言語機能障がい）

消防本部には、聴覚や言語機能の障がいによって音声での会話が困難な方が、いつでも全国どこからでも通報場所を管轄する消防本部へ、音声によらない（文字による）方法で通報できるシステム（NET119、メール119、FAX119）を備えています。

小林市を管轄する西諸広域消防本部は、NET119、メール119、FAX119のすべてのシステムに対応しています。

NET119（ネット119）

緊急要請や火災の通報に、登録済みのGPS機能を有効にした携帯電話、スマートフォン等からインターネット機能を利用して、チャット形式で救急車や消防車の出動を要請することができます。

《登録方法》 ※事前登録が必要です。

- 登録方法は、ご使用中の携帯通信端末で右記QRコードを読み取り取るか、専用アドレス「r.nishimoro@net119.speecan.jp」宛てに空メールを送信してお手続きください。
- 対応機種については、お問い合わせください。



メール119

自宅や外出先で、急に気分が悪くなったり、火事を発見したときなどに、インターネットに接続されたパソコンや携帯電話等から電子メールを使って、救急車や消防車の出動を要請することができます。

《登録方法》 ※事前登録が必要です。

- 所定の登録届出書に必要な事項を記入の上、西諸広域消防本部に提出ください。
- 登録届出書提出後のお手続きについては、お問い合わせください。
- 登録届出書の様式は、西諸広域消防本部もしくは小林市福祉課にあります。

FAX119（ファックス119）

緊急時に電話通話による通報に代えて、FAXで通報できます。

メール119と比べ、確実な通報ができるので、在宅中の通報にぜひご利用ください。

《利用方法》 ※事前登録は不要です。

- 救急や火災の内容、住所、目標物、氏名等を記載した用紙を、FAXで局番無しの「119」番に送信してください。
- あらかじめ必要事項を記入した用紙を用意しておくとう便利です。
- 専用の用紙が、西諸広域消防本部もしくは小林市福祉課にあります。

（問合せ先） 西諸広域消防本部 警防指令課
TEL 0984-23-0119 FAX 0984-23-2034

手話通訳者等派遣事業

聴覚障がい者等が日常生活を営む上で支障がある場合に、手話通訳者を派遣することにより、聴覚障がい者の社会参加を促進します。

《 派遣対象 》

- 小林市が開催する行事
- 上記行事以外で公共性が認められるもの
- 身体障害者手帳所持者

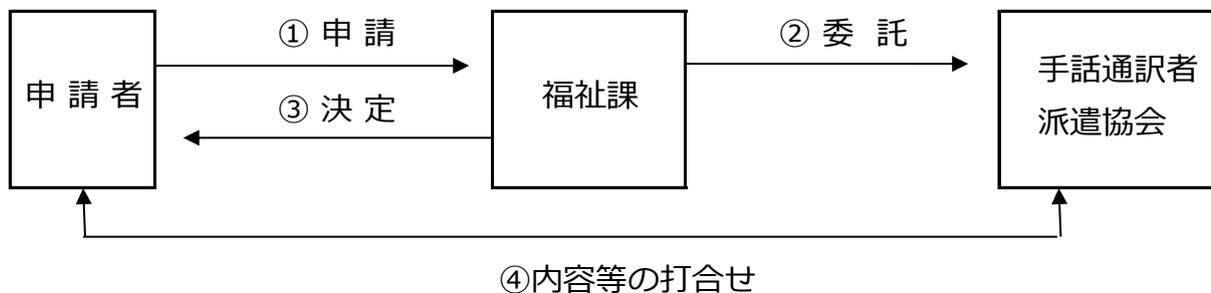


《 事業の委託先 》

小林市手話通訳者派遣協会



《 申請手順 》



小林市民手話講座事業

サークルや学校、事業所等を対象に聴覚障がい者への理解を深めることや簡単な手話での会話の学ぶため、講師を派遣します。

《 派遣対象 》

- 学校・各種サークル・障害者施設・病院・事業所など

《 派遣に伴う経費 》

- 無料

《 講習会の所要時間等 》

- 2時間程度

《 講習会開催までの流れ 》

- 福祉課で相談・申し込み ⇒ 打ち合わせ ⇒ 講習会開催



手話奉仕員養成事業

聴覚障がいのある方などのために、手話による通訳を行うのに必要な手話の表現技術を習得した手話奉仕員を養成する講座を開催します。

《 受講資格 》

- 小林市に住所を有している方
- 高校生以上で、手話等、福祉に興味のある方

《 カリキュラム 》

- 入門課程講習
相手の簡単な手話が理解でき、手話によるあいさつ・自己紹介ができるレベル
- 基礎課程講習
相手の手話が理解でき、手話で日常会話ができるレベル
- 上級課程講習
全国手話研修センターが実施する全国手話検定試験の検定級準1級に相当する技能を有し、手話通訳活動が可能なレベル

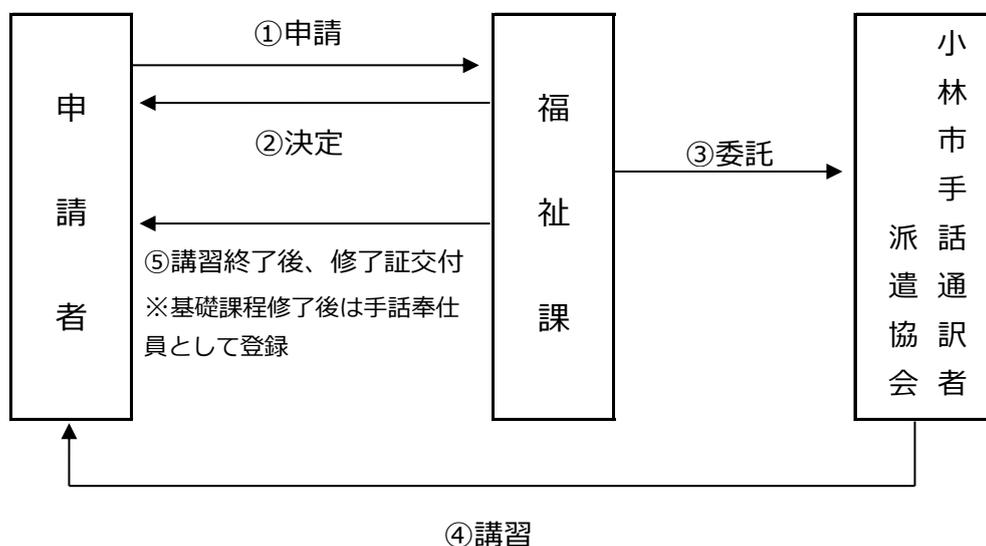
- ※入門課程・基礎課程終了後は、その受講課程講習ごとに修了証書を交付します。
- ※基礎課程は、入門課程修了者または入門課程修了者と同程度の能力を有する方が受講できます。
- ※基礎課程終了後は、手話奉仕員登録者名簿に登録されます。
- ※上級課程終了後は、上級課程修了者名簿に登録されます。

《 受講費用 》

500円（テキスト代）



《 受講までの流れ 》



パソコンノートテイカー養成事業

手話習得が困難な聴覚障がい者等のコミュニケーションの手段として、パソコンテイクを行うのに必要な知識及び技術を習得したパソコンノートテイカーを養成する講座を開催します。

パソコンノートテイク … パソコンによる要約筆記のこと
パソコンノートテイカー … パソコンノートテイクを行う方のこと

《 受講資格 》

- 小林市に住所を有している方
- 高校生以上で、手話等、福祉に興味のある方



《 講習内容 》

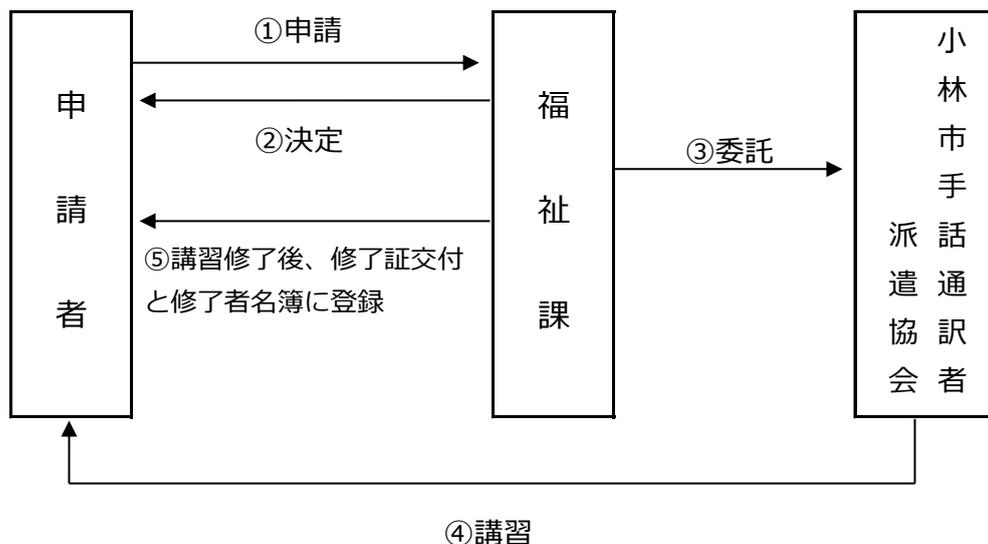
- (1) 聴覚障がい者の基礎知識
- (2) 要約筆記の基礎知識
- (3) 手書き、またはパソコンを活用した要約筆記の方法と実技
- (4) 日本語の基礎知識
- (5) 関連機器（オーバーヘッドプロジェクター等）の構造と取扱い
- (6) 社会福祉事業の概要

※講習修了後は、修了証書を交付するとともに、パソコンノートテイカー養成講習修了者名簿に登録されます。

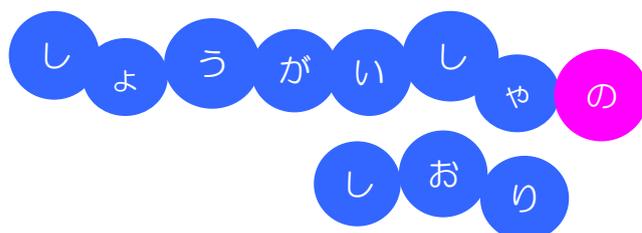
《 受講費用 》

無 料 ※必要に応じて、教材費等の自己負担がある場合があります。

《 受講までの流れ 》



7 福祉関連行事 について



こばやし福祉推進大会

高齢者や障がい者が安心して暮らせる「住みよい福祉のまちづくり」をめざして、毎年文化会館で行われます。

《 主催・共催 》

主催 小林市
共催 社会福祉法人 小林市社会福祉協議会
小林市友愛クラブ連合会
小林市障害者福祉連絡協議会

《 内容 》

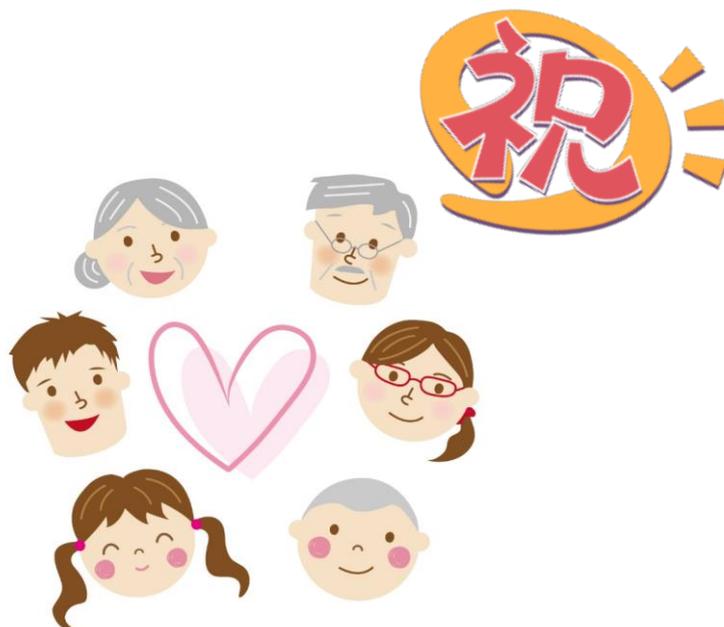
◎ 福祉功労個人・団体表彰

- 市長表彰
- 社会福祉協議会会長表彰
- 友愛クラブ連合会会長表彰
- 障害者福祉連絡協議会会長表彰

◎ お祝い

- 金婚式のお祝い
- 米寿のお祝い（小林市友愛クラブ連合会会員）

※金婚式のお祝いにつきましては、毎年11月から12月にかけて、回覧板の行政配布文書で、ちらしにて対象夫婦の申し出を受け付けています。



障がい者スポーツ大会

障がい者の方々が参加するスポーツ大会が宮崎県主催で、毎年5月に開催されます。

《 対象者 》

次の全ての要件を満たす方が対象になります。

身体障がい者の部

- 開催年の4月1日現在、13歳以上の方
- 身体障害者手帳の交付を受けている方
- 宮崎県内に居住及び通学している方



知的障がい者の部

- 開催年の4月1日現在、13歳以上の方
- 療育手帳の交付を受けている方
または同程度の障がいのある方（施設入所者・学校在籍者）
- 宮崎県内に居住及び通学している方

精神障がい者の部

- 開催年の4月1日現在、13歳以上の方
- 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
または自立支援医療（精神通院）受給者証の交付を受けている方
- 宮崎県内に居住及び通学している方



《 種目 》

身体障がい者の部

- 陸上競技
- アーチェリー
- 水泳
- フライングディスク
- 卓球
- ボッチャ

知的障がい者の部

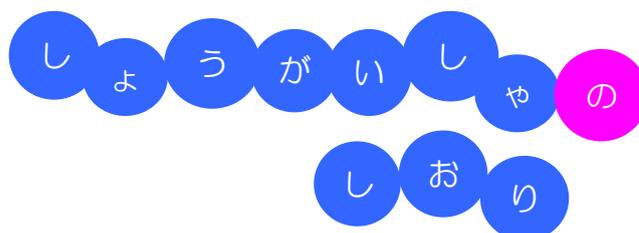
- 陸上競技
- フライングディスク
- 水泳
- ボウリング
- 卓球

精神障がい者の部

- 卓球
- バレーボール
- ミニバレーボール
- グラウンド・ゴルフ



8 関係機関等一覧



ボランティア連絡協議会

市内ではさまざまなボランティア団体が活動をされていますが、社会福祉のさらなる向上をめざして、ボランティア相互の連絡協議をはかり、ボランティア活動を積極的に推進し、自主的な運営をはかっていくために、「ボランティア連絡協議会」を組織しています。

《 ボランティア連絡協議会加入団体 》

(令和6年4月1日現在)

【 小林市ボランティア連絡協議会 】

団体名	活動内容
小林手話サークル木の実会	聴覚障がい者との交流会 手話講習会サポート 社会啓発
小林朗読友の会	市の広報・お知らせ・議会だよりの音訳CDを作成・発送 図書音訳 対面朗読 学校ボランティア体験の協力 視覚障がい者との交流
小林市赤十字奉仕団	献血推進 募金 施設訪問 救急法
小林地区更生保護女性会	更生保護 青少年健全育成 防犯 子育て支援
愛の訪問ボランティア コスモス会	高齢者訪問 募金 等
花みずきの会	布製リハビリ遊具の作製・貸出
小林市地域婦人連絡協議会	子育て支援 環境美化 地域安全
小林市手話通訳者派遣協会	手話通訳派遣 社会啓発
愛のこぼと会	施設訪問 福祉ポスト 地域福祉活動
小林市母子寡婦福祉協議会	親子レクリエーション 母子寡婦研修
小林市障がいを考える会	障がい者福祉の地域理解の推進 将来に向けての障がい者福祉の学習会
小林市こすもす家族会	精神障がい者及び家族への負担軽減 地域の偏見・差別撲滅活動

【 須木地区ボランティア連絡協議会 】

団体名	活動内容
袋ボランティア	環境美化 高齢者福祉 催事参加
永田婦人会 (永田ボランティア)	環境美化 地域安全 地域福祉活動 催事参加
夏木ボランティア	環境美化 高齢者福祉 地域安全 催事参加
奈佐木ボランティア	環境美化 高齢者福祉 地域安全 催事参加
いきいきアドバイザー (いきいき女性ボランティア)	環境美化 高齢者福祉 催事参加
すき商工会 女性部	環境美化 高齢者福祉 催事参加
あすなる会	読み聞かせ 高齢者福祉 催事参加

（ 問合せ先 ） 小林市社会福祉協議会 ボランティアセンター
 TEL 0984-23-3466 FAX 0984-22-8174
 小林市社会福祉協議会須木支所 ボランティアセンター
 TEL 0984-48-2073 FAX 0984-48-3097



小林市障がい者虐待防止センター

障がい者に対する虐待を防止し、併せて養護者に対する支援等を実施するため、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に基づき、小林市障がい者虐待防止センターを設置しています。

《 障がい者虐待とは 》

○ 障害者虐待防止法では、次の3つに分類しています。

- ①養護者（障がい者の生活の世話などを行っている家族、親族、同居人）による虐待
- ②障がい者福祉施設従事者等（福祉施設やサービス事業所の職員など）による虐待
- ③使用者（障がい者を雇用している事業主、事業の経営担当者など）による虐待



障がい者への虐待は、障がい者に対する重大な権利侵害であり、絶対に許されるものではありません。

虐待を受けたと思われる障がい者を発見した場合や「もしかして虐待では？」と疑問をもたれた場合など、早期発見、早期対応のため下記までご連絡ください。



《 センターの場所、連絡先 》

小林市細野300番地
小林市役所 福祉課内
TEL 0984-23-0111

にしもろ基幹相談支援センター

障がいのある方やその家族が、住み慣れた地域で安心して生活できるように、各種相談や情報提供、関係機関との連携など、総合的な支援を行います。

- 専門の相談員が、相談者（本人、家族、関係者など）の話を伺い、さまざまな困り事にどのような支援が必要なのか、そして、その必要な支援が受けられるように関係機関と連携しながら一緒に考えます。
- 相談は、センター窓口での相談のほか、自宅訪問や電話、電子メールでも受け付けます。
- 相談は無料で、相談内容は秘密厳守します。

《 相談日 》

月曜日～金曜日（祝日、12/29～1/3を除く）
土、日、祝日は電話で対応

《 相談時間 》

午前8時30分～午後5時15分

《 場所・連絡先 》

〒886-0003 小林市堤108番地1 小林市八幡原市民総合センター内
電話番号 0984-22-2373
ファックス 0984-22-2358
ホームページ n-kikansoudan.net
メー ル info@n-kikansoudan.net

《 交通アクセス 》

小林駅から徒歩17分 小林市立病院から南に1km



こばやし障害者就業・生活支援センター

障がいのある方の就職や生活の相談、企業の障がい者雇用相談などに応じる「総合窓口」です。障がいのある方が、身近な地域で安心して職業生活を送れるように関係機関と協力して、就業や生活上の支援を総合的に行います。

《 障がいのある方への支援内容 》

- センター窓口での相談
- 就職に向けての準備支援
- 職場開拓
- 就職後の定着支援
- 就業に伴う生活支援

《 企業への支援内容 》

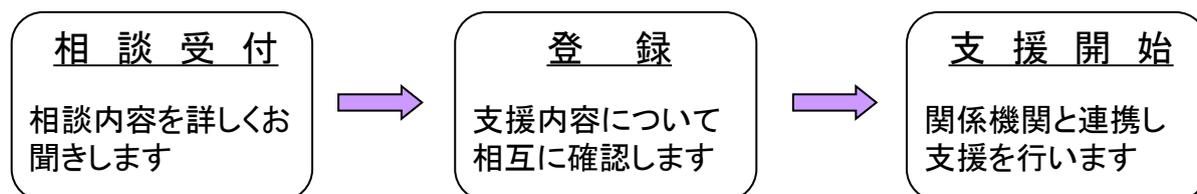
- 相談
- 情報提供
- 雇用後のアドバイス

※相談は無料です。 ※支援にあたっては、個人情報保護に十分に配慮します。

《 利用方法 》

当センターは登録制となっています。（企業の方は登録不要です）

支援が必要なのかをご本人と話し合った上で、登録申請の手続きの後、支援を開始いたします。



《 受付日 》

月曜日～土曜日（祝日、12/29～1/3を除く）

《 受付時間 》

午前8時30分～午後5時15分

《 場所・連絡先 》

〒886-0008 小林市本町3番地

電話番号 0984-22-2539

ファックス 0984-48-0170

メール ikiki08@globe.ocn.ne.jp

《 交通アクセス 》

小林駅から徒歩2分 ※バス利用の場合：中央商店街バス停前

しょうがいしゃのしおり

【 編 集 】

小林市役所 健康福祉部 福祉課 障がい福祉グループ
〒886-8501 小林市細野300番地
TEL 0984-23-0111
FAX 0984-23-4934